

消 防 危 第 81 号

平成 31 年 4 月 19 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・・・・・・・・・・・政令

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・・・・・規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）・・告示

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、内藤補佐、羽田野係長、
小島係長、安田事務官、河野事務官

TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

(自動車等の出入する側について)

問1 給油取扱所に面する道路が、規則第1条第1項第1号ニの規定に適合するものである場合には、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくても、「自動車等の出入りする側」として防火塀を設けなくてもよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成9年3月25日付け消防危第27号)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成10年10月13日付け消防危第90号)のとおり、当該道路が袋小路や私道の場合も同様であることを念のため申し添える。

(給油取扱所の給油空地等以外の地盤面の舗装について)

問2 給油取扱所の地盤面の舗装について、給油空地及び注油空地以外の部分は、アスファルトによる舗装としてよいか。

答 お見込みのとおり。

(給油取扱所に設ける看板の取付け位置及び材質について)

問3 給油取扱所に設ける看板については、昭和45年8月4日付け消防予第160号、昭和45年11月21日付け消防予第231号、昭和47年1月12日付け消防予第30号及び昭和47年2月10日付け消防予第55号において、個別の給油取扱所における取付け位置及び材質の実例が示されており、これらの通知に示された事項を踏まえ、次のとおり取り扱うこととしてよいか。

1 令第17条第1項第19号に規定する防火塀の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用する。

上記以外の部分に看板を設ける場合は、難燃性の材料を使用する。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板(いわゆるサインポール)にあつては、アクリル樹脂など難燃性以外の材料を使用することができることとする。

2 看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とする。

答 お見込みのとおり。

(給油取扱所における非常用発電機の設置について)

問4 給油取扱所において、災害時や停電時の電源を確保するため、非常用発電機を設置する計画の相談を受けた。

非常用発電機を設置する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所であれば差し支えないと考えられるが、当該要件を満たす場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することも可能か。この場合において、非常用発電機がガソリン等の流出事故が発生した場合に直ちに移動又は電源を遮断できるものであれば、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(平成24年3月16日付け消防危第77号)第3の1に示されている範囲とする。

答 お見込みのとおり。

なお、非常用発電機の設置については、給油取扱所の震災等対策として行われるものと考えられることから、これに伴う手続も含めて、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」(平成26年5月23日付け消防危第136号)を参考とされたい。

(給油取扱所における自動車の板金業務について)

問5 給油取扱所において行われる自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務については、規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備に該当する旨が「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成14年2月26日付け消防危第29号)により示されているが、自動車の板金業務についても、自動車等の点検・整備に該当するか。

答 お見込みのとおり。

なお、板金業務に伴い火花を発生するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。

(給油取扱所に設ける建築物の用途について)

問6 管内事業所より、給油取扱所の建築物において、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、喫茶店、簡易郵便局、コインランドリー、宅配ボックスによる宅配物の取次等、様々な業務を行いたい旨の相談を受けている。

その可否については、規則第25条の4第1項第2号に定める用途に該当するかどうかにより判断することとなるが、当該用途に関し、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日付け消防危第38号。以下「38号通知」という。)第3の5(1)ウにおいて、「物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものである」とされ、「給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とする」とされているところである。このため、今般相談を受けている様々な業務についても、38号通知により判断すればよいと考えられるがいかかがか。

答 お見込みのとおり。

なお、38号通知において示しているとおり、給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とする店舗、飲食店又は展示場の用途に供する部分であると認められる限り、これ以外の者がこの部分に入出入りすることは差し支えないことを念のため申し添える。

(給油取扱所に建築物を2棟設けることについて)

問7 一の給油取扱所内に、規則第25条の4第1項第1号の2に定める用途に供する建築物(給油取扱所の業務を行うための事務所)のほかに、同項各号の用途に供される建築物を設けることとして差し支えないか。この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、同条第2項の規定に従い、300㎡を超えないものとする。

答 差し支えない。

(容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階について)

問8 給油空地等において危険物の流出又は火災が生じた場合に顧客の避難安全を確保する観点から、規則第40条の3の6第2項第1号の規定は設けられていると考えられるところであり、同号中「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階」とは、建築物の2階から直接敷地外に通ずる屋外階段より避難することができる場合のほか、屋内階段で一旦1階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口(自動閉鎖式の特定防火設備)より避難することができる場合についても、これに該当するものとして扱ってよいか。

答 お見込みのとおり。

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における監視者の服装について)

問9 コンビニエンスストアが併設された顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、監視者がレジ業務を兼務する場合、監視者と他の従業員とを区別するため、監視者には異なる制服等を着用させるべきか。

答 異なる制服等を着用する必要はない。

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の点検方法について)

問10 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置されているパッケージ型固定泡消火設備の定期点検については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月28日付け消防危第48号)別記11-3の泡消火設備点検表により点検することとされているが、このうち泡放出口の機能の適否に関する点検を、水又は不活性ガスの放射により確認することとして差し支えないか。

答 差し支えない。

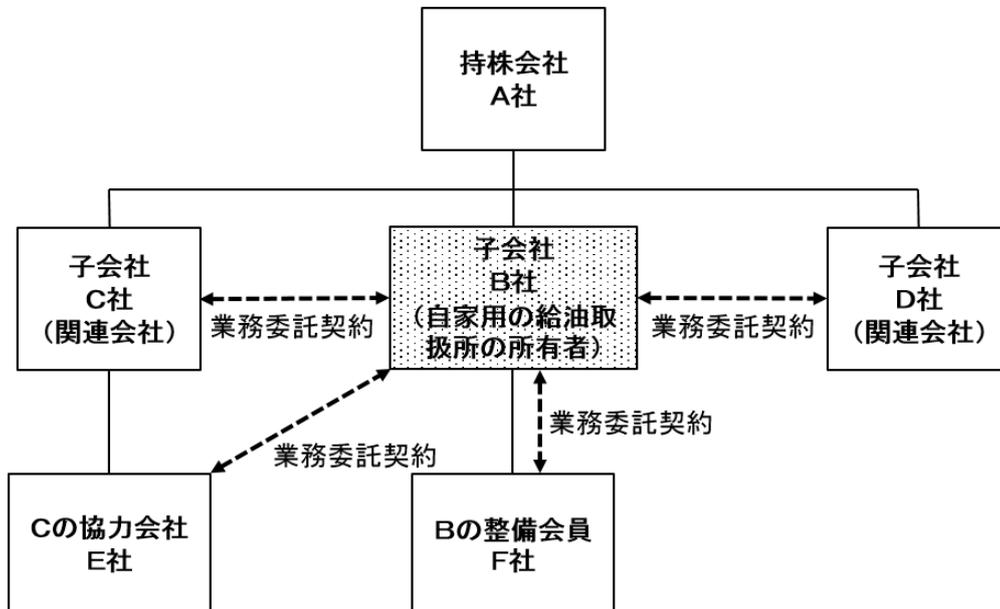
(自家用給油取扱所の範囲について)

問 11 政令第 17 条第 3 項第 6 号に定める自家用の給油取扱所について、管内の運送事業者から相談を受けている。

下図のように、持株会社である A 社の子会社である B 社が自家用給油取扱所の所有者となっており、B 社と関連会社 (C 社, D 社) や協力会社 (E 社)、整備会員 (F 社) との間で、企業間の車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、関連会社等の自動車 1 台ごとに B 社が給油カードを発行して、B 社の管理の下に自家用給油取扱所において給油を行うとのことである。また、当該給油取扱所において、不特定の車両への給油は行わないとのことであり、持株会社制に移行する前と実態としては変わらないとのことである。

このような場合について、B 社の給油取扱所を自家用の給油取扱所として認めてよいか。

(組織図)



答 お見込みのとおり。

(地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検について)

問 12 規則第 62 条の 5 の 2 第 1 項の規定による地下貯蔵タンク（二重殻タンクを除く。）の漏れの点検及び規則第 62 条の 5 の 3 第 1 項の規定による地下埋設配管の漏れの点検について、次の点検方法は、告示第 71 条第 1 項第 5 号及び第 71 条の 2 第 1 項第 5 号に規定される「その他の方法」として、認められるか。

<統計的手法を用いた漏れの点検方法>

設置者等が、1 日に 1 回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径 0.3 ミリメートル以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法

答 危険物の流出の有無に関する検知精度について、第三者機関の評価を受けている等、客観的に確認されている場合にあっては、お見込みのとおり。

(地下埋設配管の漏れの点検について)

問 13 令第 13 条第 1 項第 8 号に規定する通気管は、その一部が地盤面下に設置されている場合であっても、規則第 62 条の 5 の 3 に規定する「地下埋設配管」に該当しないものと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

(内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについて)

問 14 管内事業者から、内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブを貯蔵することについて相談を受けた。当該バルブは、バルブ 1 本当たりのナトリウムは 0.4 グラム程度であるが、大量に貯蔵し、又は取り扱う場合には、ナトリウムの総量が指定数量以上となる可能性がある。

一方、当該バルブは自動車エンジンのシリンダーヘッドに搭載され、シリンダー内の爆発や高温の燃焼ガスにさらされても変形や摩耗が生じない耐久性を有しているものであるため、バルブからナトリウムが流出する可能性は考えにくい。

このため、当該バルブを集積した際に火災危険性が高まるとは考えにくく、ナトリウムの量を合算して危険物関連の規定を適用する必要はないと思料するがいかがか。

答 お見込みのとおり。

なお、当該バルブは、自動車エンジン内部という極めて過酷な環境下においても、容易に損傷しない構造であり、バルブごとに取り扱うことで危険物保安上支障ないと考えられるが、運搬に関する基準は適用される。また、当該バルブにナトリウムを封入する工程は危険物の取扱いに該当し、量に応じて危険物関連の規定が適用されるものであることを念のため申し添える。